



## 第27回 だらっと憲法カフェ

In 八事のカフェ紅茶の時間

### 「離婚後の『共同親権』は子どもを幸せにするか？」

離婚後共同親権を導入する民法改正案が今国会で採決された。選択的夫婦別姓制度は国民の7割が賛成していても30年間棚ざらし、かたや野田聖子が「調理されていない食事のようだ」と表現した拙速な共同親権法案は、反対署名が22万筆以上あったが採決が強行された。「離婚後も両親で子育て」という美しい言葉とは裏腹に、暴力的な支配が社会的に容認されるようなそのような時代を決して迎えてはいけない。

2024年6月29日(第5土)午前10時～12時半

岡村晴美弁護士 に聞く 共同親権制度の導入とこれから

10:00 あいさつ  
岡村晴美弁護士  
共同親権制度の  
導入とこれから

11:30 フェアトレードの  
TeaTime

お茶しながら交流  
12:30 交流終了

【定員】 15名

【主催】 だらっと憲法カフェ

<https://durrat.sakura.ne.jp>

【会費】 500円

【申込】 要予約・メール又は電話

たかだ洋子 ([nagareboshity@gmail.com](mailto:nagareboshity@gmail.com))

電話は070 1619 6435 (高田)

【場所】「八事のカフェ ☆紅茶の時間☆」

地下鉄八事駅歩8分(初めて参加の人は②番出口9時半集合で案内)



フェアトレード・ティータイム

【講師紹介】岡村晴美弁護士は、名古屋大学法学部卒、2007年弁護士登録。名古屋南部法務事務所所属。参考人質疑での意見陳述の動画が42万を超えて視聴されている。

【日本社会の現実】別居・離婚した夫婦の58%が配偶者・元配偶者からDV、虐待、嫌がらせを受けている。何かにつけて訴訟を起こすという「嫌がらせ」もある。すぐに応じない「嫌がらせ」もある。子供の「入院」や「手術」どの学校に「進学」するか、どこに「就職」するか「引っ越し」してもいいか、海外への修学旅行パスポートを取得したい、全てに「元配偶者の同意が必要」という世界を目指す法改正だ。DVの場合には共同親権を強制しないと答弁されたが、DVは「殴られた」だけではない。外部からは全く見えない、威圧的に支配することが「DV暴力」だと日本でも認識してほしい。誰もが自由にのびのび生きる権利があるでしょ。共同でも単独でも同じこと、子供の幸せは「自由」あってこそ。

**私たちの憲法カフェのこと**「八事のカフェ ☆紅茶の時間☆」は、第5土曜日の「だらっと憲法カフェ」の場所です。2018年に、アメリカ第9条の会のチャールズ・オーバビー博士を偲ぶ会を開催してから、定期的に憲法を学び始めました。私たち自身の言葉で、何が大切なのか、何が真実なのか、情報を交換しながら学んでいく場所です。どの人も平和に生きる権利がある、その権利を、憲法で規定するのは、まだ世界に日本国憲法だけです。

